

11/12 (水) の発表



報道発表資料の配付日時 11月12日(水) 13時00分

発表項目 (行事名)	稚内保健所管内におけるインフルエンザ注意報の発令について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○趣旨</p> <p>令和7年(2025年)第45週(令和7年11月3日～11月9日)において、稚内保健所管内で定点あたり報告数が10.0人〔速報値〕となり、今シーズン初めて注意報基準である10.0人を超えましたので、まん延防止のため注意報を発令します。</p> <p>別添資料：・インフルエンザ注意報の発令について【速報値】 ・リーフレット「インフルエンザー一人ひとりの予防が大切です」</p>		
参考	<p>・昨シーズン初の注意報は、令和6年(2024年)第52週(令和6年12月23日～12月29日)の報告数をうけ、令和7年(2025年)1月9日に発令しています。</p> <p>・注意報の発令基準は定点あたり10.0人、警報の発令基準は定点あたり30.0人です。</p>		

報道(取材)に当たってのお願い	<p>今後のインフルエンザの発生状況については以下のホームページよりご確認下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策課 <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/index.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/index.html</a></li> <li>・北海道感染症情報センター <a href="https://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html">https://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html</a></li> <li>・厚生労働省 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou01/houdou_00023.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou01/houdou_00023.html</a></li> </ul>		
-----------------	--	--	--

他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)
-----------	--------------	------

担当 (連絡先)	<p>北海道宗谷総合振興局保健環境部保健行政室(北海道稚内保健所) 健康推進課長 川崎 真生 TEL ダイヤルイン 0162-33-3702 (内線 3630)</p>		
-------------	--	--	--

# インフルエンザ注意報の発令について【速報値】

令和7年11月12日（水）13時00分

北海道稚内保健所  
電話：0162-33-2417

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和7年第45週（令和7年11月3日～令和7年11月9日）の報告において、稚内保健所管内の定点医療機関あたりの患者報告数が、注意報基準以上となりましたので、インフルエンザ注意報を発令します。

## 記

### 1 定点医療機関あたりの患者報告数（第45週速報値）

区分	稚内保健所	全道	全国
定点あたり患者数	10.0人	集計中	集計中

### 2 対応

北海道では、ホームページや各保健所などを通じて、外出後の手洗いや適度な湿度の保持、マスクの着用や咳エチケットの励行によるインフルエンザの感染予防を呼びかけています。

また、感染予防や重症化を防止するため、インフルエンザワクチンの接種も効果があるとされています。なお、全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

### 3 参考

(1) 最近5週間における定点医療機関あたりの患者報告数（表示は、「患者/定点」単位：人）

	第41週 (R7/10/6~12)	第42週 (R7/10/13~19)	第43週 (R7/10/20~26)	第44週 (R7/10/27~11/2)	第45週 (R7/11/3~11/9)
稚内保健所	0(0.00)	3(0.75)	0(0.00)	6(1.50)	40(10.00)
全道	350(2.10)	549(3.29)	1,408(8.43)	4,148(24.99)	集計中
全国	9,104(2.36)	12,581(3.26)	24,274(6.29)	集計中	集計中

(2) その他.

インフルエンザ注意報・警報とは

【発令基準】注意報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で10人以上となった場合  
警報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で30人以上となった場合  
※ 警報発令後は1 定点医療機関あたりの受診患者数が10人以上であれば警報を継続

厚生労働省の感染症発生動向調査により、管内のインフルエンザ定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が、注意報・警報の発令基準値に達した場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。



# インフルエンザ

## 一人ひとりの予防が大切です

インフルエンザの感染経路は「飛沫(ひまつ)感染」と「接触感染」です。

うつさないために

咳エチケットを  
心がけよう

咳やくしゃみが出るときは、  
周囲の人にかからないよう、  
マスクを着用するなど、  
日々、気をつけましょう。



かからないために

手洗いをしよう

帰宅時、食事前などには、  
石けんを使って、必ず手を洗  
いましょう。  
手洗い後の手指消毒は、  
さらに効果的です。



## インフルエンザ感染予防のポイント

- ☑ せき、くしゃみ、鼻水などの症状がある時のマスク着用
- ☑ 適度な湿度(50~60%)を保つ
- ☑ 十分な休養とバランスのとれた栄養摂取
- ☑ こまめな換気
- ☑ インフルエンザワクチンの接種

北海道ホームページ

インフルエンザの症状や道内の発生状況は、こちらからご確認ください。⇒  
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/kak/influenza.html>



北海道 インフルエンザについて

